

平成28年度 第2回愛知県特別支援教育連携協議会 議事録

日 時 平成29年1月31日(火)
午前10時から11時30分まで
会 場 自治センター 12階 会議室E

1 開会

2 事務局長挨拶

本年度4月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されている。共生社会の形成に向けては、特別支援教育の推進がますます重要である。

本県では、障害のある幼児児童生徒にも障害のない幼児児童生徒にも適切な支援・指導が行われるよう、「愛知県特別支援教育推進計画」に基づき、さらなる特別支援教育の充実に取り組んでいく。

また、本年度12月には文部科学省が、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について」を通知し、高等学校における通級による指導の制度化や障害に応じた特別な指導の明確化が示された。新たな学びの場の拡充により、進学・就労等において様々な課題に対応するため、児童生徒と関わりのある機関が連携したネットワーク作りがますます必要であり、本日の連携協議会は、重要な役割を果たすものと考えている。

3 会長挨拶

発達障害者支援体制整備推進協議会の高橋座長と意見交換会を行い、発達障害のある方の高等部、高等学校、大学での生活や社会に出て結婚、子育てなど一生涯にわたる支援が話題となった。現在、大学にも重複障害の学生が6人おり対応している。一人一人障害名で判断できない多様性があり、一生涯を見据えた対応が大切であると感じている。一人一人の障害への理解は進んできていると思うが、それを一人一人の暮らしやすさ、学びやすさにつなげるには、それぞれの専門家の力を借りなければならない。また、少し先を見通して、共に学ぶ学びやすさ、共に暮らす暮らしやすさを考えると、一人の専門家の力だけでは無理があり、連携が必要となる。本連携協議会の場で委員の皆様から忌憚のない意見をお願いしたい。

4 副会長挨拶

県総合教育センターでの特別支援教育に関する取組を三点伝える。一点目は、教育相談事業の件数は例年並みであるが、特別支援学級の新設基準が変わったことや障害者差別解消法の施行の影響からか、未診断の小中学生の相談が増加している。また、いじめ・不登校に関する相談では、背景に発達障害が起因しているケースが増えている。合理的配慮の不提供という主訴はないが、指導・支援に関わる主訴が多く、保護者と学校の調整役として安心できる丁寧な対応に今後も努めていきたい。二点目は、特別支援教育に関する研修事業である。特別支援教育については、初任者研修、小・中学校、高等学校の10年経験者研修の選択研修、事務職員の研修で実施した。また、特別講演会を次年度も実施する予定である。通常の学級担任が一人でも多く特別支援教育を理解し、実践

につなげてほしい。パソコン上で研修できるeラーニング研修については、次年度、学習に困難のある児童生徒の理解と支援という内容の講座を2講座新設する予定である。指導・支援に活かし、授業力向上を図っていききたい。三点目は、教育研究事業である。今年度、障害の特性に応じた指導・支援の在り方について発表し、センターのWebページにも掲載する。研究成果を現場で活用していただけるよう情報を発信し、地域の特別支援教育力が高まることを期待している。相談部では、丁寧な相談、魅力ある研修、ニーズに応じた最新の研修に努めていく。センターの役割は情報の発信である。連携協議会の委員の方々の意見をもとに、愛知の特別支援教育を力強く推進していききたい。

5 議事

〔報告事項〕

- (1) 平成28年度特別支援教育体制推進事業等の実施状況について
- (2) 愛知県特別支援教育推進計画について
- (3) 平成28年度発達障害関連事業の事業内容について

—資料2-1～7により事務局から説明—

〔質疑応答〕

委員 三点質問がある。一点目は、小中学校の全校に特別支援教育コーディネーターが配置されているが、配置されていることを知らない保護者がいる。年度当初に、特別支援教育コーディネーターの紹介を学校ではどのように行っているのか。二点目は、資料に市町村特別支援教育連携協議会の事例があったが、その中で合理的配慮の求めに応じた事例はあるのか。三点目は、教員の専門性向上について、初めて特別支援学級を担当した教員への支援をどのように行っているのか。

幹事 特別支援教育コーディネーターはPTA総会などの場で周知されていると考える。今後、各教育事務所を通じて全校の児童生徒及び保護者へ伝わるように周知徹底を図っていききたい。市町村特別支援教育連携協議会において合理的配慮の提供に関する情報は、把握していない。特別支援学級担任への支援体制については、特別支援学級担当教員初心者研修において、子どもの実態に応じた研修を行っている。その他、各市町村や校内において研修を実施している。

委員 合理的配慮の提供は本団体でも相談を受けている。黒板の文字をノートに写すことができない子どもに対して、パソコンの持ち込みをお願いしたいが、現実には、他の子どもとの平等不平等が問題となり、なかなか進展しないという声が届いている。こういった声を、県の教育委員会もつかんでいただきたい。

委員 センターの相談では、合理的配慮の不提供という話が出ないものの、準ずる内容の相談はある。守秘義務もあるため、保護者の了解を得て、学校へ保護者と協議する場をもつよう働きかけることがある。相談にみえる方の気持ちをくみながら、学校への依頼をしている。

〔協議事項〕

特別支援教育の推進のために、各関係機関のさらなる連携強化をどのように図っていくのか

- 特別な支援を必要とする子どもたちの幼児期から就労期までを見据えた指導・支援をさらに充実させるための地域と密着した体制整備について
- ー協議のポイントについて事務局から説明ー

会長 幼児期から就労までの縦と横の連携について、実践や現状等について御意見を伺いたい。

委員 公立幼稚園について、体制に少しばらつきがあるため本園のことについて話をします。

今、まさしく小学校に向けて年長児が旅立とうとしている。特別な支援が必要だと思われる子どもの保護者には、年中児の終わりから話を始めている。年長児になると、早期教育相談や学校見学等の様々な案内が来るため、それらについても話すようにしている。11月には教育支援委員会があり、教育委員会の方が実際に子どもを見に来て、教員と話をする機会をもっている。保護者は実際に小学校を見に行き、先生から話を聞く機会がもてるようになっている。

また、特別支援教育コーディネーターや担当の先生方が園に来て、職員や保護者と関わる機会をもっている。そうした連携により、よりよい方向性を見つけられた。就学先が決まり、入学説明会後には、学校で改めて細やかな対応をすることになっている。

本市では「ふれあい協議会」という特別支援教育連携協議会があり、園や学校で連携をしていくことの重要性について話がされる。入学前に、個別の教育支援計画をもとにこれまでの園の対応等について話をする場をもっている。

会長 対象となる子がいた場合、その保護者に少し早めに話をしていく。また、教育委員会や小学校の先生が園に来て、子どもをしっかり見ながら話をしていくという話であった。

委員 本校では、本年度、保育所から気になる子どもがいるという話があり、夏休みに入る前に教務主任と特別支援教育コーディネーターが授業を参観した。園長、保育士と話をし、その後、本市の特別支援教育アドバイザーに相談した。特別支援教育アドバイザーに子どもの様子を見てもらい、学校、保育所、特別支援教育アドバイザーの立ち会いのもと、保護者と小学校への就学について相談をした。

委員 本市では、1歳半健診の頃から保健センターに情報が入り、早期からの対応をしている。本校では、就学について相談に来る子が毎年5～10名いる。多い子では1年間で3、4回、両親と共に来校し、校長室で話をしたり、教室を一緒に見たりしている。本市は、就学を迷う子も含めると対象となる子は50～60人ほどいる。教育委員会では、指導主事が一人で対応している。共生社会の実現のために、インクルーシブ教育を進めていくことはとても重要なことであり、今やっていないと

共生社会は実現できないと思っているが、人が足りないことを痛感している。

横の連携、縦の連携は大切だが、そのためには時間が必要である。そして、その時間を生み出すのは、最後は人である。

委員 昨年、本大学で行った保護者に対する調査の意見を紹介する。就園・就学は、保護者にとって精神的にも不安定になり、困難を抱える時期である。特に療育を受けていた機関から就園・就学に移っていく時に、支援がうまくつながらないようである。また、グレーゾーンの子をもつ保護者や、発達障害の診断を受けたばかりの保護者、これから診断を受けようか迷っている保護者への支援がうまくいっていないようである。本日、資料で紹介されたところは進んでいると思うが、愛知県では市町村格差が激しい。足並みがもう少し揃うとよいといった保護者の声がある。

委員 私立幼稚園においても同じような保護者の悩みがある。また、私立幼稚園に入ってくる子どもたちについて、就園する前の対応が非常に大切だということが分かってきた。保護者が子どもをどう見ているかということを理解していかないとけない。小学校に行く段階になって課題があると園の側から話をするのでは遅いと感じている。

会長 市町村の格差のこと、人的配置のこと、幼稚園・保育所の前の段階といった課題について話があった。お互いに理解を深め、解決につながっていければよいと思う。

委員 特別支援学校について話をさせていただく。個別の教育支援計画の引継ぎ率については、本校は100%である。個別の教育支援計画は、本校では学級編制をしたり、担任を決めたりする際の参考資料としている。3年後の就職や社会自立を目指し、有意義な3年間を過ごすための材料として役立っている。特別支援学校では、教育相談や学校説明会を繰り返し行っているため、ある程度の情報は得ることができる。しかし、合格後にアレルギーのこと、服薬のこと、てんかんのこと、どういった環境が得意であったり苦手であったりするのかなどといった、より具体的な情報をいただくことで、学級経営について考えたり、作業学習等を安全に行うための対応等について検討することができる。また、寄宿舎があるため、親元を離れた生活の中でどのような対応ができるかといったことも考えることができ、中学校から情報提供をしていただくことは本当にありがたい。今後もより充実したものをいただくことによって、生徒や保護者の安心につなげていきたい。少し気になるのは、市町村格差があることである。中学校によっても違う。生徒のために情報をいただくわけなので、保護者の理解を高めて充実した内容のものを送っていただけるとありがたい。

会長 かなり細かな情報を中学校から高等学校に引き継いでいるということで、きめ細かな連携が非常に重要だと思う。格差ということについても話題として出していた。

委員 引継ぎ率については、公立高等学校や私立高等学校が低い割合になっている。思春期ということもあり、本人が特別な配慮が必要だということを高等学校に知らせてほしくないというケースがかなりある。また、知らせても高等学校において自分がどれだけ特別な配慮が得られるか分からないということが多いのではないか。高等学校で特別な配慮が必要な場合は、本人に説明し、支援を受けると高校生活が楽しく、自分の利益になるということを理解できるようにすることが大切である。そうすれば、本人が情報を高等学校に伝えたいと考えるようになる。

委員 本大学では、届出のある場合だけで100名を超える障害のある学生が学んでいる。県内の特別支援学校、高等学校から障害のある高校生がたくさん受検する。障害のある学生専門の相談コーナーがあり、大学内でどういう配慮が受けられるかといった相談ができる。特別支援学校の進路指導担当の先生方は生徒と一緒に付いてきて、丁寧に情報提供してくださる。そのため、入学後も非常に安定しており、途中でやめていく学生も少ない。大学に入ってから連絡をいただくこともあり、本当に充実している。高等学校から入学してくる生徒の中には発達障害の子も多いが、高等学校では自分の障害を名乗ることがなかなか難しいという状況が依然とある。高等学校では、特別支援教育コーディネーターを教務主任が兼ねていることも多く、特別支援教育の専門家が担当しているとは限らないので、発達障害の生徒を受け持つと、担任が一人で悩んでしまう。本大学では、高大連携ということを重視しており、毎年一回、高大連携セミナーを夏に開催している。愛知県の県立高等学校の先生方もたくさん参加している。そこで、学校の中でシステムが確立されてないため、うまく支援することができずに、独学で発達障害のことを勉強している先生の悩みを聞く。今日の報告を聞いていても、高等学校が一番大変だと感じた。今、比較的偏差値が高い進学校に、発達障害の生徒がたくさんいる。障害について名乗ると大学に進学できないのではないかと、進学に不利になるのではないかと考え、なかなか名乗ることができない。本大学でも、合格後に初めて伝えられるケースが多い。高等学校から大学について注目していく必要がある。

委員 県立高等学校、近隣の私学を交えてどのような動きをしているのか少し紹介させていただく。資料には、地区別特別支援教育コーディネーター研修会についてまとめられているが、本校は本年度、尾北地区の主幹校を務めている。併せて、本年度は地区の教育相談部会の担当校でもあり、研修会を重ねることで、中学校から高等学校への情報の効果的な引継ぎ方法についての考えを深めたり、個別の支援計画の作成、充実につなげていけたりできるとよいと考えている。高等学校から大学への問題もあるが、就労について勉強する必要があると考え、地区の相談部会、特別支援教育コーディネーター研修会を兼ねて、先ほど産業労働部の方が説明された全国障害者技能競技大会で、優秀な成績を収められた株式会社ジェイアール東海ウェルを直接訪問し、担当の方から話を聞くという研修を予定している。こういった研修を重ね、特別支援教育の理解推進につなげていきたい。

会長 中学校、高等学校、大学等の学校間の連携や障害のある子どもの理解についての

情報提供があった。

次の協議として、市町村におけるネットワークについて意見をいただきたい。

委員 ある市では、特別支援教育連絡会として平成22年度より年2回開催し、幼保、小中並びに各関係機関との連携強化を図っている。構成員は、福祉課、子育て支援課、社会福祉法人、保健師等9機関、41名である。協議内容は、特別支援教育に係る現状を協議した後、中学校区に分かれて情報交換などを行っている。支援が必要な子どもに対する情報交換の場として、小中学校の教員が幼稚園・保育所、福祉、労働など各種機関の役割について認識を深める場として成果を上げている。また、ある市では、特別支援教育連絡会を今年度より開催している。市内の幼保、小中並びに福祉課、事業所など8機関、40名で構成されている。協議内容は、特別支援教育の現状と今後について、幼保、小中の連携とよりよい支援を柱とし、社会福祉協議会、福祉課等の関係機関からの情報提供も行っている。新たな取組であったため、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターにも助言者として参加してもらい、障害者の保護者にとっての支援者は、教員も行政も事業所も同じであること、学校や各機関にある壁を取り払うツールが、個別の教育支援計画や個別の指導計画であること、会を通じて教育、行政、事業所の顔つなぎができ、相互の相談、ケース会議へつなげることができるなど今後の会の参考にすることができた。他の市町村からも、成果として、お互いの顔つなぎができたことや子どもの支援を継続するためには、個別の教育支援計画は欠かせないツールであることが確認できたことなどが挙げられた。

会長 市町村における連携協議会の協議内容や成果がよく分かった。

委員 本市特別支援教育推進委員会において、育成会、社会福祉法人、療育センター、健康課、福祉課、教育委員会が特別支援教育に関することをまとめ、2月に障害のある児童生徒の保護者全員に配布している。また、本校では、今年度入学した児童の中で、放課後等デイサービスから個別の支援計画が届き、学校教育に生かすことができた。

委員 本市では、連携協議会を平成19年度から立ち上げている。様々な立場の委員に参加していただき、市内の特別支援教育全体に関する内容が協議されている。事例検討を含めて、特別支援学校や大学とも連携している。多くの小中学校では教務主任等が特別支援教育コーディネーターを兼ねている。特別支援学級担任や通級指導教室担当教員を含めて、特別支援教育に関わる教員を育てていけるシステムが構築できるとよい。

委員 労働の関係で県内18のハローワークを管轄している。各自治体を管轄するハローワークの所長等が各市町村の連携協議会等に参加して、情報を提供している。最終的には、障害者が自立するための就職支援を行っている。高等学校や特別支援学

校とは、就職のことで連携しており、職場実習等を行う事業所の開拓や情報発信を行い、障害のある方が一日も早く就職に結びつくよう支援を行っている。

また、大学生に関しては、中区のハローワーク内に愛知学生職業センターがあり、大学生卒業の方を専門に支援する施設もあるので活用してほしい。

会長 今回いただいた意見は事務局で取りまとめ、今後の特別支援教育体制推進事業に反映させてほしい。

6 その他

—事務局より連絡事項—

議事録をWEBページに掲載予定であること

7 学習教育部長挨拶

本日は、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の自立と社会参加を見据えて、途切れない支援をするためにということで御協議いただいた。ここ10年を振り返ってみると、特別支援教育が進んできたと感じるが、進めば進むほど様々な課題も明らかになってきた。各関係機関同士が具体的にどのような連携を図っていけばよいのかについて協議を重ねるごとに課題が明らかになり、具体的な方向性が見えてきた。今後の施策に活かせるよう事務局で検討していきたい。

愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン）については、今後も、推進方針に沿って、関係部局との連携を図り、具体的施策を展開していく。今後も、計画の進捗状況については、本協議会において引き続き伝えていきたい。